

補助金等合理化委員会における補助金の見直し作業について

平成 27 年 3 月
総務部行政経営課

1. はじめに

地方財政を取り巻く状況は、依然として厳しい状況にあり、坂井市においても、長引く景気低迷と生産年齢人口の減少により税収の伸びが期待できない中、高齢化の進行による社会保障費や公共施設の老朽化による維持管理コストの増大、社会情勢や価値観の変化に伴う市民ニーズの多様化・高度化などにより、今後も厳しい行財政運営が続くことが予想されます。

これらの状況を踏まえ、市では第二次行政改革大綱において、基本項目として「持続可能な財政運営」、その中の重点項目として「歳出の合理化」を掲げています。合併特例期間の終了により、平成 28 年度から段階的に 10 億円を超える地方交付税の大幅な減額が予定される中で、職員数の削減や予算査定時の経常経費シーリング設定など、歳出抑制に向けた取組みを進めてきています。

2. 補助金合理化に向けての取組み

平成 19 年 3 月に策定された第一次行政改革大綱の実施計画である「坂井市 100 の改革」に基づき、平成 19 年度から補助金等合理化委員会を設置し、平成 22 年 10 月に補助金の交付に係る市全体の共通基準となる、「補助金等交付基準」「補助金等見直し方針」の策定を行いました。

第二次行政改革大綱の実施計画においても引き続き「補助金の合理化」を掲げ、補助金の有効活用と補助事業の適正化を図るため、制度補助金については「事務事業評価シート」、団体補助金については「補助金等チェックシート」を使用し、評価・検証作業を毎年度実施しています。

しかし、今後歳出の全面的な抑制を進めていく中では、補助金についても公益性や必要性に十分配慮する必要があるものの、総額ベースにおける削減を視野に入れた合理化を避けては通れない状況にあります。従来 of 取組みをより一層強化し、徹底した検証・見直しを行っていく必要があります。

3. 補助金の定義

「補助金等交付基準」において定義された補助金とは、地方公営企業に対するものを除き、市が公益上必要があると認める場合において、市以外のものが行う事業等に対して交付する補助金、交付金、助成金、奨励金、利子補給金等の金銭的給付をいいます。

補助金については、市の政策を展開する中で重要な役割を担っている一方で、特定の個人や団体に対する現金給付であるという側面を持っており、その財源の多くは市民からの税金でまかなわれていることから、その交付にあたっては、公益性・透明性・公平性・妥当性・効果性・効率性について市民の理解が十分に得られるものでなければなりません。

○補助金の区分

補助金はその目的によってそれぞれ抱える課題が異なることから、「補助金等交付基準」においては、次の区分に分類しています。

補助金の目的別分類	説明
団体補助（団体の運営に対する補助及び特定の団体が実施する特定の事業に公益性が認められる場合の補助）	
団体運営補助	外郭団体への財政支援、及び市の施策を推進するために行政によって組織された団体、或いは市の施策推進を補完する特定の団体等団体の存在そのものに公益性があり、設立時など運営基盤が脆弱な期間である場合等、その 団体の運営全般に対して交付する
団体事業補助 ・団体固有の事業やイベント、各種大会等補助	特定の団体が実施する事業等に市の施策推進を補完するなど公益性が認められ、その実施に金銭的な援助が必要である 団体に対して、対象事業を特定して交付する
制度補助（市の施策推進(普及・啓発・誘導等)のために市が自ら行う補助事業）	
事業補助等 ・国、県等との協調補助 ・施策の啓発や一定行為への誘導等のための補助 ・建設的事業補助 ・市のイベント ・扶助的補助 ・利子補給 等	市の施策の啓発や一定行為への誘導、或いは行政サービスの格差是正、特定市民の経済的負担軽減、一定水準の生活保障等の施策推進のため、市が自ら行う政策的な補助事業
その他補助（交付金） ・自治会交付金 ・協働のまちづくり交付金 ・民生、児童委員協議会交付金	市から一定要件の資金供与により事業者等が労力等の負担提供を伴いながらも、協働により公共公益性のある活動を展開するために交付する報償的な財政支援で、公費の用途よりも事業効果を重視するもの

3. 補助金の交付状況

坂井市一般会計における補助金の交付総額（注1）は、平成25年度決算で37億3千98万2千円となっており、このうち、公営企業への補助金を除いた額は18億98万2千円となり、歳出総額の5パーセントを占めています。

また、補助金に充当されている国県補助金等の特定財源を控除した一般財源ベースでみると、公営企業への補助金を除いた額は13億5千978万円となり、経常一般財源等（注2）の6.7パーセントを占めています。

補助金交付状況(分類別)

分類	H23年度 交付額 (千円)	件数	構成比	H24年度 交付額 (千円)	件数	構成比	H25年度 交付額 (千円)	件数	構成比
団体補助	377,010	57	10.1	341,510	52	9.8	358,207	52	9.6
団体運営補助	350,393	25	9.4	285,052	22	8.2	300,598	22	8.1
団体事業補助	26,617	32	0.7	56,458	30	1.6	57,610	30	1.5
制度補助	1,201,476	131	32.3	1,196,874	125	34.4	1,378,336	134	36.9
上位組織等からの 助成あり	524,499	42	14.1	594,607	37	17.1	723,228	44	19.4
上位組織等からの 助成なし	676,977	89	18.2	602,267	88	17.3	655,109	90	17.6
その他(交付金等)	52,833	6	1.4	53,088	6	1.5	64,438	7	1.7
小計(A)	1,631,319	194	43.8	1,591,472	183	45.7	1,800,982	193	48.3
歳出決算額(B) (H26は現計予算額)	33,998,790			34,636,746			35,731,845		
A/B*100	4.8			4.6			5.0		
(参考)企業会計繰出金	2,088,983	6	56.2	1,890,000	6	54.3	1,930,000	6	51.7
基準内	1,320,292	3	35.5	1,132,643	3	32.5	1,205,086	3	32.3
基準外 (赤字補てん等)	768,691	3	20.7	757,357	3	21.8	724,914	3	19.4
計(A)	3,720,302	200	100.0	3,481,472	189	100.0	3,730,982	199	100.0

補助金に対する一般財源充当状況(分類別)

分類	H23年度 交付額(千円)	構成比	H24年度 交付額(千円)	構成比	H25年度 交付額(千円)	構成比
団体補助	366,649	10.8	331,253	10.6	349,455	10.6
団体運営補助	343,782	10.1	278,258	8.9	295,166	9.0
団体事業補助	22,866	0.7	52,995	1.7	54,289	1.7
制度補助	890,243	26.3	861,753	27.6	957,263	29.1
上位組織等からの 助成あり	216,277	6.4	261,987	8.4	305,487	9.3
上位組織等からの 助成なし	673,965	19.9	599,767	19.2	651,777	19.8
その他	41,376	1.2	41,000	1.3	53,062	1.6
小計(A)	1,298,267	6.3	1,234,006	6.0	1,359,780	6.7
経常一般財源等(B)	20,718,126		20,626,162		20,418,583	
A/B*100	6.3		6.0		6.7	
企業会計繰出金	2,088,983	61.7	1,890,000	60.5	1,930,000	58.7
基準内	1,320,292	39.0	1,132,643	36.3	1,205,086	36.6
基準外(赤字補てん等)	768,691	22.7	757,357	24.2	724,914	22.0
計(A)	3,387,250	100.0	3,124,006	100.0	3,289,780	100.0

(注1) 政務調査費は含まない

(注2) 経常一般財源等：一般財源のうち市税・普通地方交付税等、経常的収入に分類される歳入

(注3) 四捨五入により表中数値の合計が一致しないものがある

4. 補助金制度の問題点及び課題

補助金等合理化委員会が平成22年2月に行った答申を受け、「補助金等交付基準」「補助金等見直し方針」に基づき適正化に取り組んできていますが、いくつかの項目については、現状では十分に見直しが進んでいるとは言い難い状況にあります。

(1) 共通事項

- ①費用対効果などを検証する仕組みが不十分で、効果が見えにくいものがある。
- ②目的が既に達成されていると考えられる補助金が、長期固定化されて交付され、見直しの意識が希薄と考えられるものがある。
- ③1件当たりの補助金額が小さいものについては、事業規模に対し補助額が小さく、効果が見えにくいものがある。

(2) 団体補助金

- ①特定の事業ではなく公益的な活動を行う団体の運営を対象とする補助金（いわゆる「運営補助」）では、特に補助効果が測りにくいものがある。
- ②自主財源が少額で、補助金に依存し過ぎていると思われる団体がある。
 - ・会費等自主財源が全く無い団体
 - ・会費の額があまりにも少額で、殆どの経費を補助金に依存している団体
 - ・適正な受益者負担が必要と考えられる団体
- ③団体の補助対象事業費毎の会計処理区分が明確になっていないものがある。
- ④多額の繰越金や剰余金（積立金等内部留保）が認められるものがある。
- ⑤補助団体事務局を長期にわたり行政の担当部局が担っているものがある。
- ⑥補助金の交付先から旧町単位等の支部組織に補助金を再交付しており、所管課における検証が不十分となっているものがある。
- ⑦他自治体と比較し、類似団体への補助率等が大きく上回っているものがある。

(3) 制度補助金

- ①補助交付基準では、「補助率は補助対象経費の2分の1を上限とする」とされているが、基準以上に補助されているものがある。

5. 今後の対応

補助金等については、「坂井市補助金等の見直し基準」に基づき、原則3年に一度ゼロベースでの見直しを行うと定められています。次回の見直し年度は平成28年度となっていますが、平成28年度からの交付税の減額に対応するため、また見直しの内容について市民・関係者の理解を得るための十分な検証を行うため、1年前倒しし平成27年度に作業を開始します。

見直しにあたっては、外部委員で構成する「補助金等合理化委員会」を設置し、専門的・客観的見地から審査・提言をいただき、推進を図っていきます。

また、審査過程についても原則市ホームページ等で公開し、検証作業の透明性を高めることとします。

補助金等合理化委員補助金等合理化委員会

- 組織 学識委員 2名 市民代表委員 4名 計 6名
- 役割 補助金等の改善・減額・統廃合及びその他補助金等に関し必要と認める事項について検証する

検証・見直し作業の流れ（予定）

時期	所管	作業概要
4月 ～ 6月	所管課等	事務事業評価シート（制度補助金）、補助金等チェックシート（団体補助金）に基づく分析 （H24～H26：過年度分も再精査）
7月	合理化委員会	補助金等合理化委員会の設置 委嘱・取組み概要の説明
7月 ～ 8月	行政経営課	事務事業評価シート・補助金等チェックシートに基づく所管課等ヒアリング （事務事業評価ヒアリングに併せて実施）
8月	行政経営課	見直し対象となる補助金のリストアップ →行政改革推進本部において協議
8月	合理化委員会	補助金等合理化委員会の開催 見直し対象補助金リストの検証
9月 ～ 10月	合理化委員会	所管課・補助事業者へのヒアリング（必要に応じ）
11月	合理化委員会	補助金等合理化委員会の開催 →補助金見直し結果（個別の補助金毎）の検証 →市長への報告
12月議会	行政経営課	補助金見直し結果の議会説明・補助事業者への通知・公表
H28 1月	財政課	H28当初予算への反映